

2021年（令和3年）7月26日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市情報公開審査会
会長 金井 恵里可

行政文書公開請求の公開一部承諾決定に関する審査請求について（答申）

2021年（令和3年）3月8日付けで諮問された、「令和2年2月14日スーパーシティ自治体アイデア公募 神奈川県，鎌倉市と藤沢市が意見交換をした記録類及び資料文書」の行政文書公開請求に対する公開一部承諾決定の件について，次のとおり答申します。

1 審査会の結論

「令和2年2月14日スーパーシティ自治体アイデア公募 神奈川県，鎌倉市と藤沢市が意見交換をした記録類及び資料文書」の行政文書公開請求に対し，藤沢市長（以下「実施機関」という。）が2020年（令和2年）12月28日付けで行った行政文書公開一部承諾決定処分については，藤沢市情報公開条例第6条第3号に該当するとした部分の非公開の理由を補足した上で，別表に掲げる部分は公開すべきである。

2 事実

- (1) 審査請求人は，2020年（令和2年）12月14日付けで，実施機関に対し，藤沢市情報公開条例（平成13年藤沢市条例第3号。以下「条例」という。）第10条の規定により，「令和2年2月14日スーパーシティ自治体アイデア公募 神奈川県，鎌倉市と藤沢市が意見交換をした記録類及び資料文書」の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は，審査請求人に対し同月28日付けで，行政文書公開一部承諾決定処分（以下「本件処分」という。）を行い，行政文書公開一部承諾決定通知書に次のとおり理由を付して審査請求人に通知した。
 - ア 令和2年2月14日に行われた，神奈川県，鎌倉市，藤沢市との意見交換での「会議録」の一部及び「「スーパーシティ」構想について」のエリア公募

時の留意事項については、関係機関内における未確定の段階の情報であり、公開した場合、当該情報が確定されたものと誤解され、市民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、条例第6条第3号に該当するため。

イ 藤沢市から提出した「「スーパーシティ」構想 自治体アイデア公募 応募フォーマット」の取組の全体像及び「Fujisawa サステイナブル・スマートタウン」の資料の一部については、これを作成したパナソニック株式会社におけるノウハウや技術に関する情報であり、公開した場合、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第6条第2号に該当するため。

- (3) 審査請求人は、2021年（令和3年）2月22日付けで、実施機関に対し、本件処分を取り消すよう求める審査請求を行った。
- (4) 実施機関は、同年3月8日付けで、藤沢市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、条例第18条第1項の規定により、本件審査請求について諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すよう求めるものである。

(2) 本件審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書及び意見書によると、本件審査請求の理由は、次のとおりである。

ア 本件審査請求に係る決定は、「一部公開」といいながら「意見交換P2, P3, P4」「エリア公募時の留意事項」「取組の全体像（規制改革事項を含む）」と題する項目名のみを公開し、他の内容を全て非公開としたもので、実質上の全部非公開である。

本決定は、その非公開の理由として、条例第6条第3号を上げているが、その運用を誤り同条例の趣旨にもとる処分であって、不服である。

条例は、「市民の知る権利を保障し、市政を市民に説明する責務を全うされるようにすることが重要であることにかんがみ、実施機関の保有する情報の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め、もって市政に対する市民の理解を深め、公正で開かれた市政の推進に資することを目的と」（第1条）しているのであって、その解説においても「この条例の解釈及び運用は、常にこの目的に照らして行わなければならない。」とされているところである。

従って、市政における審議の状況は、「市政の透明性を向上させ、公正で民主的な市政を推進する」という本条例の重要な目的に照らせば、非公開部分は、上記目的を上回る具体的客観的理由のある場合に極力限定されるように解釈運用すべきである。

そもそも、6条は、「原則公開すべきことを明確に定め」ているのであって、非公開はあくまでも「例外」であるとしているのであり、行政の公正又は円滑な執行を妨げることを理由として非公開にする場合も、「公開することによってその審議等に著しく支障を生ずるおそれのある」ことが必要としている。

そうした理解から本決定をみると、極めて安易に非公開部分が拡張されている。

イ 本件審査請求に係る決定は、「一部公開」といいながら、「資料の一部については」20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 44, の内容は、全て非公開としているので、実質上の全部非公開である。

本決定は、その非公開の理由として、条例第6条第2号を上げているが、その運用を誤り同条例の趣旨にもとる処分であって、不服である。

本決定は、これを作成したパナソニック（株）におけるノウハウや技術に関する情報であり、公開した場合、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第6条2号に該当するため、非公開にしている。

本決定は、「法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」ことからというが、「おそれ」は、いかなる「正当な」利益なのか、どれほどの利益なのかが、慎重かつ客観的、具体的に判断されるべきである。また、法人から提出された資料は、法人からの公開か非公開の条件が明確にされていない。

他方本決定で公開を求める情報は、藤沢市政の将来及び藤沢市民の生活にとって重要な事柄に関する情報であり、市民の「知る権利を保障」市の「説明責任」、「市政の透明性」の向上、市民参加の下における公正で民主的な市政の推進のために公開の要請の強いものと言わなければならない。

本決定の非公開部分は、こうした総合的検討が行われたものとは到底認められない。従って、審査の上、見直されるべきである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関から提出された非公開理由説明書によると、実施機関の主張は、次の

とおりである。

(1) 条例第6条第3号に該当すると判断したことについて

当該文書は、国の「スーパーシティ構想 自治体アイデア公募」の提出自治体である鎌倉市と本市が、神奈川県を交えて意見交換の場を設けた際の記録である。当該文書中には、今後予定される「スーパーシティ区域の指定に関する公募」に対する意見等、出席した担当者の自由かつ率直な発言が記載されている。

本件処分を行った時点において、神奈川県、鎌倉市及び本市は、スーパーシティ構想に係る今後の明確な方針を明らかにしていない。このことを踏まえ、生活全般にまたがる複数分野の先端的サービスの提供や、大胆な規制改革を見据えるスーパーシティ構想について、神奈川県、鎌倉市及び本市の考え方が、少なからず住民生活に影響を及ぼすことは容易に想定されることから、法案成立前の段階における、実務担当者間の憶測を含む意見交換という極めて未成熟な内容について、事務担当者が備忘録メモとして作成したものであるため、そのまま公開することはできない。

(2) 条例第6条第2号に該当すると判断したことについて

当該文書には、「スーパーシティ構想 自治体アイデア公募」に関連して、「Fujisawa サステイナブル・スマートタウン」の運営主体である法人が作成した資料が含まれる。この資料は、当該法人が、公表を前提として本市に提出したものではなく、これを公開することで、当該法人の本業務に係る様々なノウハウが、競合する他社に流出することを否定できず、これにより当該法人、延いては当該法人が代表幹事をつとめる藤沢サステイナブル・スマートタウン協議会参画団体の競争上の地位を脅かすことになりかねない。

5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人及び実施機関の主張等に基づき審議した結果、次のように判断した。

(1) 本件請求について

本件請求は、「令和2年2月14日スーパーシティ自治体アイデア公募 神奈川県、鎌倉市と藤沢市が意見交換をした記録類及び資料文書」に係る行政文書の公開を求めるというものである。

(2) 本件処分について

実施機関は、2事実(2)ア及びイに記載の理由から、本件処分を行った。

(3) 本件審査請求について

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すよう求めるというものである。

(4) 条例第6条第2号の該当性について

ア 本件請求の対象文書において、条例第6条第2号を根拠として実施機関が非公開としたのは、「Fujisawa サステイナブル・スマートタウン」の運営主体である法人が作成した「「スーパーシティ」構想 自治体アイデア公募応募フォーマット」の取組の全体像に係る部分（以下「取組の全体像」という。）と、「Fujisawa サステイナブル・スマートタウン」の資料における Fujisawa SST のスーパーシティに向けた取り組みアイデア（以下「取組アイデア」という。）に係る部分である。

イ 同号によると、法人に関する情報とは、公開することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある場合に非公開となるものである。正当な利益を害するおそれがあるものとは、法人の事業上の活動利益を著しく侵害することをいい、生産活動、営業・販売活動に関する情報、生産活動、営業・販売活動の技術上のノウハウに関する情報、信用に関する情報、経理、人事等に関する情報等がこれに該当すると考えられる。

ウ これを本件請求の対象文書に照らすと、「取組の全体像」は、取組の全体が容易に把握できるよう、各取組が項目ごとに短い文章で記載されており、文字どおり、その全体像を端的に分かりやすく表現している。他方「取組アイデア」では、それぞれの取組の内容や実現に向けた実質的な課題について、個別に説明、解説を行っている。いずれも、当該法人が発案する藤沢市におけるスーパーシティへの取組に関するアイデアが、多岐の分野に渡って、一方では簡潔明瞭に、もう一方では詳細な内容に至るまで丁寧に記載されている。

また、「取組アイデア」では、各所に図表や画像を配置し、必要に応じて色彩やフォントの大小などを変化させており、全体的なデザインについても、競合する同業他社との差別化を図っている。当該法人が、これを公開して欲しくない旨を実施機関に申し出ていることから、将来の事業活動において、これらの資料を効率的に発展させ利活用していく可能性も否定できない。

エ これらの事情を総合的に判断すると、「取組の全体像」及び「取組アイデア」を、法人の技術上のノウハウに関する情報として捉え、公開することにより当該法人の正当な利益を害するおそれがあるとした実施機関の判断に、不自然な点は認められない。

(5) 条例第6条第3号の該当性について

ア 本件請求の対象文書において、条例第6条第3号を根拠として実施機関が非公開としたのは、神奈川県、鎌倉市及び実施機関の職員が、意見交換の場で発言した内容を記録した「会議録」の一部及び神奈川県が作成した「スーパーシティ構想について」と題された資料の「エリア公募時の留意事項」として記載された部分である。

イ 条例解釈運用基準によると、同号に定める審議等に関する情報は、次の3点から成り立っている。

(ア) 実施機関の内部若しくは実施機関相互又は実施機関と国等の機関との間における情報であること。

(イ) 審議、検討又は協議に関する情報であること。

(ウ) 公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがある情報であること。

実施機関が同号に該当するとして非公開とした部分は、(ア)及び(イ)に該当することは明白であるため、当審査会においては、(ウ)の要件に該当するか否かを中心に、実施機関への聞き取り調査を行った。その上で、非公開とした部分を、「会議録」の実施機関以外の者による発言部分、実施機関職員による発言部分、「スーパーシティ構想について」の「エリア公募時の留意事項」の3つに区分し、それぞれ、以下のウ、エ、オのとおり審査検討を行った。

ウ 実施機関以外の者による発言内容について検討する上で、関係機関における当該意見交換の場の意義について改めて検証する。実施機関によると、「会議録」の元となっている神奈川県及び鎌倉市の職員との、意見交換を主たる目的とした打ち合わせについては、本件に限らず、今後もあらゆる場面で同種の機会が設けられることが想定されると言う。このような場においては、未確定ではあるものの、実務を担当する者の自由かつ率直な意見が取り交わされるものであり、業務を進めるに当たっての関係機関との情報交換という意味でも、各機関において有意義な機会として捉えられているものと推測される。

本件の「会議録」に、神奈川県及び鎌倉市の職員の発言内容として記録されている部分に関しては、その場にいた実施機関の職員が聞き取ったままを記録に残したメモのような性質を有しており、発言者による内容確認などの詳細な精査を経ていないことからすると、記録されている内容が発言した者

の本来の意図から逸脱している可能性も十分にあり得る。そうすると、仮にこのような場での発言が全て無条件に公開されるとするならば、出席した者の萎縮を招き、本来の目的である率直な意見の交換の妨げになるおそれがあることを否定できない。

このことからすると、実施機関が「会議録」の神奈川県及び鎌倉市の職員の発言内容に係る部分を非公開としたことは、不当であるとまでは言えないものの、本件処分において実施機関が示した非公開の理由には、率直な意見の交換が妨げられることについて言及されていない。その点、処分時における理由付記については不十分であったと言わざるを得ず、条例第6条第3号を適用する具体的根拠として改めて明示すべきである。

エ 実施機関職員の発言部分については、実施機関に対し、これが公開されることによって、実際にどのような混乱が市民の間に生じるおそれがあるのかを聞き取った。

実施機関によると、未だ市民の間に広く浸透しているとは言い難いスーパーシティ構想に関しては、当該政策自体やその進め方に対して、賛否を含む様々な意見が存在しており、それに対する実施機関の未確定な段階でのスタンスを公開すると、関連する個人や団体に少なからず影響があると言う。

たしかに、ウに示した「会議録」の性質からすると、その内容の一部には、市民の間に誤解を招くおそれがある表現が含まれており、実施機関の主張は、一定の範囲で理解し得るものである。

しかしながら、行政が主体となる活動に対して、市民から賛成や反対の意見が出ること自体は、むしろ住民自治に資するものと言える。よって、それが顕在化することをもって、直ちに市民の間に混乱を生じさせると結論付けることはできず、仮にそれを混乱とするならば、市民の知る権利を保障した情報公開制度の、そもそもの存在意義が危ぶまれるものである。

以上を踏まえて、対象文書に照らし判断すると、市民の間に混乱を生じさせるおそれがあることを理由に、「会議録」の実施機関職員の発言全てを非公開とすることは、妥当ではない。非公開とする部分は、情報公開制度の趣旨に則り、市民の間に不要な誤解を招くおそれがあると判断できる最小限に止めるべきである。

オ 「スーパーシティ構想について」の「エリア公募時の留意事項」に係る部分については、実施機関によると、これ自体が、神奈川県職員により作成された資料であるという。「エリア公募時の留意事項」は、当該資料において公開されている他の部分とは異なり、国の機関から得た未確定な情報も含め、

作成者が把握したとする内容を元に記載されたものとなっている。

そうすると、その性質は、ウに示した実施機関以外の者による発言内容と同視することができ、実施機関がこれを非公開としたことについては、同じ理由によって、不当であるとまでは言えない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

別 表（本件対象文書において条例第 6 条第 3 号により非公開とした部分のうち公開すべき部分）

なお、行は、記載のある行を上から数えたものである。

また、文字数は、当該行の左から数えたもので、句読点及び記号も一文字として数えたものである。

会議録

頁	行等
2 頁	2 行目行頭から行末まで
	1 6 行目行頭から行末まで
3 頁	2 行目行頭から行末まで
	5 行目行頭から 8 行目行末まで
	9 行目 1 1 文字目から 1 0 行目 1 2 文字目まで
	1 0 行目 2 4 文字目から 1 1 行目 1 7 文字目まで
	1 1 行目 2 6 文字目から 2 0 行目 2 1 文字目まで
	2 0 行目 2 6 文字目から 2 5 行目行末まで
	2 9 行目行頭から 3 4 行目行末まで
4 頁	5 行目行頭から行末まで
	6 行目 4 文字目から行末まで
	7 行目 5 文字目から 1 3 文字目まで
	7 行目 1 9 文字目から 2 3 文字目まで
	7 行目 2 7 文字目から 1 1 行目行末まで
	1 4 行目行頭から 2 3 文字目まで
	1 4 行目 3 4 文字目から 1 5 行目行末まで
	2 0 行目行頭から行末まで
	2 3 行目行頭から 2 4 行目 1 0 文字目まで
	2 4 行目 1 5 文字目から 2 6 行目行末まで

スーパーシティ構想について

「<エリア公募時の留意事項>」の次行を 1 行目とした時の、7 行目行頭から行末まで

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容 等
2020. 12. 14	行政文書公開請求受付
12. 28	行政文書公開一部承諾決定処分
2021. 2. 22	行政文書公開一部承諾決定処分に対する審査請求書受理
3. 8	実施機関から審査会へ諮問書の提出
3. 24	実施機関から審査会へ非公開理由説明書の提出
3. 26	審査会から審査請求人へ非公開理由説明書の写しの送付
4. 2	審査請求人から審査会へ意見書の提出
5. 24	実施機関に対する聞き取り調査 審議
6. 28	審議
7. 26	答申

第18期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期：2020年2月1日～2022年1月31日)

氏名	役職名等
◎ 金井 恵里可	文教大学国際学部教授
○ 青木 孝	弁護士
河合 秀樹	弁護士
田中 則仁	神奈川大学経営学部国際経営学科教授
中畷 慶子	弁護士

◎会長 ○職務代理者